

公 示

中央選挙管理委員会委員長
大久保靖司

ここに（社）日本産業衛生学会代議員選任規程第3条及び役員選出規程第3条により役員選挙の公示を行う。

公 示 日 平成20年7月1日
選 挙 代議員及び役員
公示期間 代議員及び役員（理事候補者）：各地方会選挙管理委員会の指定する期間とする。
役員（理事長候補者，監事候補者）：中央選挙管理委員会の指定する期間とする。

公 示

地方選挙管理委員会委員長

ここに（社）日本産業衛生学会地方会役員選出規程第6条により地方会役員選挙の公示を行う。

公 示 日 平成20年7月1日
選 挙 地方会長（その他各地方会規程による地方会役員を含む）
公示期間 各地方会選挙管理委員会の指定する期間とする。

<備考>

1. 平成20年7月末日までに前年度に引き続き会費を全納している会員のみが選挙人（選挙権及び被選挙権を有する）となります。
2. 平成20年7月末日現在において，選挙人名簿が確定します。
3. 理事長候補は，選出された理事候補者の中から代議員により選出されます。選挙日程等は本年度選出の代議員の方々に後日連絡されることとなります。
4. 公示期間を明示せず，「各地方会選挙管理委員会の指定する期間」としている理由は，地方会ごとに選挙の規模，地方会役員の有無，委員会の運営日程等の違いがあるためであり，一律に規定することを避けています。
5. 会員の皆さんには所属地方会の選挙管理委員会より後日お知らせが届くこととなります。